

平成27年第16回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成27年11月24日
 担当部・課：総務部防災推進課〔内線4171〕
 総務部人事課 〔内線4063〕

① 件 名
被用者年金制度の一元化に伴う関係制度の整理について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」の一部が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）」が同日に施行された。 また、同政令の改正に伴い非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正が、本年10月1日から施行されることから、関係する制度の整理を行うとともに、関係条例の改正が必要となったもの。</p> <p>【関係条例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石巻市職員の再任用に関する条例 2 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 3 石巻市消防団員等公務災害補償条例 <p>【目的】 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、本市においても関係法令に基づき石巻市職員の再任用制度並びに市議会議員、非常勤職員及び消防団員に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 2 厚生年金保険法 3 地方公務員等共済組合法 4 消防組織法 5 地方公務員災害補償法施行令 6 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 7 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ol style="list-style-type: none"> 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）平成24年8月22日公布、その一部が平成27年10月1日施行 2 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）平成27年9月30日公布 同年10月1日施行 3 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正平成27年9月30日公布 同年10月1日施行

<p>⑤主な内容</p> <p>【石巻市職員の再任用に関する条例の改正】 附則第2項は、特定警察職員等への適用期日を定める規定であるが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日から施行され、年金の一元化に伴い、条例の改正を行うもの。</p> <p>【石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正】 附則第5条は、他の法令による給付との調整を定める規定であるが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、本年10月1日から施行され、年金の一元化に伴い、旧共済組合期間を有する者が一元化法の施行日以降に新規裁定（公的年金を受け取り始める）される場合は、原則として厚生年金が支給されることから、条例の改正を行うもの。</p> <p>【石巻市消防団員等公務災害補償条例の改正】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 附則第5条第1項から第3項関係 消防団員が年金たる損害補償を受ける場合における他の法律による給付との併給調整を行うこととした規定であるが、火災の鎮圧、豪雨、洪水、津波など異常な状態での特殊公務に従事した場合における公務災害に係る遺族補償年金の加算額について、現行の調整率0.80を0.87などと改正するもの。 2 附則第5条第4項から第6項関係 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正と同様に、本条例の文言の整理を行うもの。
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石巻市職員の再任用について、適正な任用が図られる。 ・ 石巻市議会議員その他非常勤職員に係る公務災害補償の適正な支給が図られる。 ・ 石巻市消防団員等の公務災害補償について、適正な支給が図られる。（特殊公務災害に適用する新たな調整率の適用者に係る増額部分は、年間で100万円程度となり、現在6人が該当する。）
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他市町村においても同様の改正を行うこととされている。 （石巻市消防団員等公務災害補償条例に係る改正は、県内では本市及び仙台市、塩釜市であり、他の市町の消防団員公務災害補償は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合で共同処理している。）</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を市議会第4回定例会に提案予定。 2 上記条例により、「石巻市職員の再任用に関する条例」及び「石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例」、「石巻市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正をするもの。 ※ 公布の日から施行し、平成27年10月1日を適用日とする。なお、石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例及び石巻市消防団員等公務災害補償条例は改正前後の併給調整の適用区分を規定する。
<p>⑨その他</p> <p>消防団員の公務災害に係る認定及び補償額の算定等については、全国組織である消防団員等公務災害補償等共済基金により決定され、本条例に基づき支給している。</p>